

一般社団法人はこだて地方創生研究会定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、一般社団法人はこだて地方創生研究会（以下、本研究会という。）と称する。

第2条（主たる事務所）

本研究会は、主たる事務所を北海道函館市に置く。

第3条（目的）

本研究会は、函館市をはじめとする道南地域を中心とした北海道一帯において、活力が溢れ個性豊かな地域社会を実現するため、ひとづくり、まちづくり等地域社会の活性化のための諸活動を実施するとともに支援し、地域振興の推進に寄与・貢献することを目的とする。

第4条（事業）

本研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）地域社会の活性化に関する情報提供及び調査、研究
- （2）地域社会の活性化のためのひとづくりに関する研修及び交流
- （3）その他、本研究会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業における活動地域については、本邦内外を問わない。

第5条（公告）

本研究会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第6条（剰余金の分配の禁止）

本研究会は、剰余金を分配することができない。

第2章 会員

第7条（入社）

本研究会に、次の会員を置く。

- （1）本研究会の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
- （2）前項の社員は、本研究会所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

第8条（経費等の負担）

社員は、本研究会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、別に定める規定に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（社員の資格喪失）

社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退社したとき。
- （2）成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- （3）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- （4）1年以上会費を滞納したとき。
- （5）除名されたとき。
- （6）総社員の同意があったとき。

第10条（退社）

社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に本研究会に対して予告をするものとする。

第 11 条 (除名)

本研究会の社員が、本研究会の名誉を毀損し、若しくは本研究会の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

第 3 章 社員総会

第 12 条 (社員総会)

本研究会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第 13 条 (招集)

社員総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より 7 日前までに各社員に対して発する。

第 14 条 (決議の方法)

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

第 15 条 (議決権)

各社員は、各 1 個の議決権を有する。

第 16 条 (議長)

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

第 17 条 (議事録)

社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員

第 18 条 (役員)

本研究会は、運営のために次の役員を置く。
理事 2 名以上 20 名以内
監事 3 名以内
顧問 若干名

第 19 条 (選任等)

理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第 20 条 (任期)

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第 21 条 (代表理事の選定及び職務権限)

本研究会は、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。
2 代表理事は、本研究会を代表し、本研究会の業務を統括する。

第 22 条（役員報酬等）

役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として本研究会から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 計算

第 23 条（事業年度）

本研究会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

第 24 条（事業計画及び収支予算）

本研究会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 6 章 附則

第 25 条（最初の事業年度）

本研究会の最初の事業年度は、本研究会成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

平成 28 年 5 月 6 日